資料 12

相模原市立相模川ふれあい科学館条例施行規則

昭和６２年１０月３１日
規則第５７号

(趣旨)

第１条　この規則は、相模原市立相模川ふれあい科学館条例(昭和６２年相模原市条例第１０号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(施設)

第２条　条例第２条第２項に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

（１）アユ水槽

（２）川へのいざない

（３）タッチング水槽

（４）湧水と小川のアクアリウム

(観覧券の交付)

第３条　指定管理者は、条例第５条の規定により利用料金を納めた者に、観覧券を交付するものとする。

(利用料金の後納)

第４条　条例第５条第４項ただし書の規定により利用料金を後納とすることができる場合は、国又は地方公共団体が利用する場合その他指定管理者が特に必要があると認めた場合とする。この場合において、相模原市立ふれあい科学館(以下「科学館」という。)を利用する者(以下「利用者」という。)は、指定管理者が指定する期限までに利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第５条　条例第６条の規定による利用料金の減額及び免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める率により行うものとする。この場合において、減額を行う額に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

（１）市内の学校教育法(昭和２２年法律第２６号)第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)又は特別支援学校(高等部を除く。)の児童又は生徒(それぞれの引率者を含む。)が、教育課程に基づく教育活動により観覧しようとするとき。　１００パーセント

（２）市内の学校教育法第１条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成１８年法律第７７号)第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園若しくは児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号)第３９条第１項に規定する保育所又はこれらに準ずる施設が行う教育活動等により幼児の引率者が観覧しようとするとき。　１００パーセント

（３）身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法第１２条第１項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和３５年法律第３７号)第１２条第１項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和２５年法律第１２３号)第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護者が観覧しようとするとき。　１００パーセント

（４）６５歳以上の者が観覧しようとするとき。　５０パーセント

（５）相模原市医療費助成条例施行規則(昭和４９年相模原市規則第１７号)第１２条第１項第２号に規定するひとり親家庭等であることの証明書に記載されている者(これに準ずる市外在住の者を含む。)が観覧しようとするとき。　１００パーセント

（６）指定管理者が条例第１６条の規定により行う同条第４号の事業のために利用するとき。　１００パーセント

（７）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得たとき。　市長の承認を得て指定管理者が定める率

２　前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減額又は免除の申請をするものとする。

(利用料金の還付)

第６条　条例第７条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。

(遵守事項)

第７条　利用者は、科学館においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物(身体障害者が観覧する場合において同伴する身体障害者補助犬法(平成１４年法律第４９号)第２条第１項に規定する身体障害者補助犬(同法第１２条第１項に規定する表示をしたものに限る。)を除く。)を持ち込まないこと。

（２）許可なく科学館に展示する資料又は附属する設備等(以下「設備等」という。)を科学館外に持ち出さないこと。
（３）定められた場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
（４）騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
（５）科学館の職員の指示に従うこと。

(販売行為等の許可)

第８条　条例第９条ただし書の規定により、科学館において、販売行為等の許可を受けようとするときは、科学館販売行為等許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

２　指定管理者は、前項の申請書の提出があつた場合において、販売行為等を許可するときは販売行為等許可通知書により、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(損傷等の届出)

第９条　利用者は、科学館の施設又は設備等を損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(様式)

第１０条　この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第１１条　この規則に定めるもののほか、科学館の管理について必要な事項は、別に定める。

附　則　抄

(施行期日)

１　この規則は、昭和６２年１１月１６日から施行する。ただし、第３条及び第５条の規定は、公布の日から施行する。

附　則(平成元年９月２２日規則第４２号)

この規則は、平成元年１０月１日から施行する。

附　則(平成８年１２月１９日規則第４８号)

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則(平成１１年３月２９日規則第１２号)

この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則(平成１２年２月１日規則第７号)

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則(平成１４年１２月２４日規則第８３号)

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則(平成１７年３月３１日規則第２７号)

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則(平成１７年６月３０日規則第７２号)

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の相模原市立相模川ふれあい科学館条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定(新規則第５条の規定を除く。)は、平成１８年４月１日以後の相模原市立相模川ふれあい科学館の管理について適用し、同日前の相模原市立相模川ふれあい科学館の管理については、なお従前の例による。

３　新規則第５条の規定は、平成１８年４月１日以後に行う利用料金の減免について適用し、同日前に行う利用料金の減免については、なお従前の例による。

附　則(平成１９年３月３０日規則第６８号)

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則(平成２１年３月３１日規則第１４号)

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則(平成２６年２月２０日規則第７号)

この規則は、平成２６年３月２０日から施行する。

附　則(平成２７年１０月１日規則第１０７号)

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則(平成２８年３月２５日規則第１１号)

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。